掲載・更新年月日: 金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」「プロダクトガバナンスに関する補充原則」との対応関係表

金融事業者の名称	埼玉ひびきの農業協同組合	
■取組方針掲載ページのURL:	https://www.ja-hibikino.jp/wp-content/uploads/2025/11/a8c89c9e3197a7aabe71630235241832.pdf	
■取組状況掲載ページのURL:	https://www.ja-hibikino.jp/wp-content/uploads/2025/11/054c1f1163f4db4c20e33f9fe69500a5.pdf	

		原 則	実施・不実施	取組方針の該当箇所	取組状況の該当箇所
原則		[順客の景巻の利益の追求] 金融事業者は、高度の専門性と職業倫理を保持し、顧客に対して誠実・公正に業務を行い、顧客の景善の利益を図るべきである。金融事業者は、こうした業務運営が企業文化として定着するよう努めるべきである。	実施	取組方針1(1)、(2)、2(1)、4(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供、2お客さ ま本位のご提案と情報提供①、4お客さま本位の業務 運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
2	注	金融事業者は、顧客との取引に際し、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を 図ることに より、自らの安定した顧客基盤と収益の確保につなけていくことを目指すべきである。	実施	取組方針1(1)、(2)、2(1)、4(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供、2お客さま本位のご提案と情報提供①、4お客さま本位の業務 運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
		【判益相反の適切な管理】 金融率来者は、取引における顧客との利益相反の可能性について正確に把握し、利益相反の可能性がある 報告には、当該利益相反を適切に管理すべきである。金融事業者は、そのための具体的な対応方針をあらかじ め策定すべきである。	実施	取組方針3(1)	I 取組状況 3利益相反の適切な管理
原則 3	注	金融事業者は、利益相反の可能性を判断するに当たって、例えば、以下の事情が取引又は業務に及ぼす影響についても考慮すべきである。 金融商品の原元に携わる金融事業者が、金融商品の顧客への販売・推奨等に伴って、当該商品の提供会社から。委託手数料等の支払を受ける場合。金融商品の原元に携わる金融事業者が、同一分ループに属する別の会社から提供を受けた商品を販売・推奨等する場合。 同一主体又はグループ内に法人営業部門と運用部門を有しており、当該運用部門が、資産の運用先に法人営業部門が取引関係等を有する企業を選ぶ場合	実施	取組方針1(1)、3(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供(1)、3利益相反の適切な管理
原 則 4		【手食教養の開確化】 ・ 一般を実売は、名目を問わず、観客が負担する手数料その他の費用の詳細を、当該手数料等がどのような サービスの対価に関するものかを含め、服客が理解できるよう情報提供すべきである。	実施	取組方針2(2)、2(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供②・③
		【重要な情報の分かりやすい機像】 金融事業者は、脳客との情報の非対称性があることを踏まえ、上記原則4に示された事項のほか、金融商品・ サービスの販売・推奨等に係る重要な情報を脳客が理解できるよう分かりやすく提供すべきである。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
原	注 1	重要な情報には以下の内容が含まれるべきである。 ・顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの基本的な利益(リターン)、 損失その他のリスク、取引条件・ 観客に対して販売・推奨等を行う金融商品の組成に携わる金融事業者が販売対象として 想定する間部属性 ・脳客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの選定理由(観客のニーズ及び意向を 該まえたものであると判断する理由を含む)・ ・脳客に販売・推奨等を行う金融商品・サービスのこと、観客との利益相反の可能性がある 場合には、その具体的内容(第三者から受け取る手数料等を含む)及びこれが取引又は 業務に及ぼす影響	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
則	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、バッケージにする場合としない場合を顧客が比較することが可能となるよう、それぞれの重要な情報について提供すべきである((注2)~(注5)は手数料等の情報を提供する場合においても同じ。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
	注 3	金融事業者は、顧客の取引経験や金融知識を考慮の上、明確、平易であって、誤解を招くことのない誠実な内容の情報提供を行うべきである。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・ ②・③
	注 4	金融事業者は、顧客に対して販売・推奨等を行う金融商品・サービスの複雑さに見合った情報提供を、分かり やすく行うべきである。単映でリスクの低い商品の販売・推奨等を行う場合には商業な情報提供さる一方、複 緒又は12人のあい商品の販売・提奨等を行う場合には、商業において同種の商品の労会と批対することが 易となるがこ取起した資料を用いつつ、リスクとリターンの関係など基本的な構造を含め、より分かりやすく丁 学な情報提供なれるようエスティッとである。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
	注 5	金融事業者は、顧客に対して情報を提供する際には、情報を重要性に応じて区別し、より重要な情報については特に強調するなどして顧客の注意を促すべきである。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・ ②・③
		【 国家にふさわしいサービスの提供】 金融事業者は、顧客の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズを把握し、当該顧客にふさわしい金 融商品・サービスの組成、販売・推奨等を行うべきである。	実施	取組方針1(1)、(2)、2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供、2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
	注 1	金融事業者は、金融商品・サービスの販売・権災等に関し、以下の点に留意すべきである。 ・脳客の意向を確認した上で、まず、脳客のライフラン等を踏まえた目標資産銀や安全資産と 投資性資産の適切な新合を検討し、それに基づき。具体的な金融商品・サービスの提案を 行うこと ・具体的な金融商品・サービスの提案は、自らが取り扱う金融商品・サービスについて、各業法の 枠を超えて横断的に、類似商品・サービスや代替商品・サービスの内容(手数料を含む)と 比較しながら行うこと ・金融商品・サービスの販売後において、脳客の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した 適切なフォローデックを行うこと	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
	注 2	金融事業者は、複数の金融商品・サービスをバッケージとして販売・推奨等する場合には、当該パッケージ全 体が当該顧客にふさわしいかについて留意すべきである。	実施	取組方針1(1)、(2)、2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供、2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
原則 6	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の組成に当たり、商品の特性等を踏まえて、販売対象として想定する顧客属性を特定・公表するとともに、商品の販売に携わる金融事業者においては、それを十分に理解した上で、自らの責任の下、顧客の適合性を判断し、金融商品の販売を行うべきである。	実施	取組方針1(1)、(2)、取組方針2(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供、2お客さま本位のご提案と情報提供①
	注 4	金融事業者は、特に、複雑又はリスクの高い金融商品の販売・推奨等を行う場合や、金融取引被害を受けや する。 対象が企業が必要がか、これは、「商品の販売・推奨等を行う場合には、商品や顧客の履性に応じ、当該商品の 販売・推奨等が適当かぶり慎重に基金すべきである。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③
	注 5	金融事業者は、従業員がその取り扱う金融商品の仕組み等に係る理解を深めるよう努めるとともに、顧客に 対して、その職性に応じ、金融取引に関する基本的な知識を得られるための情報提供を積極的に行うべきであ る。	実施	取組方針2(1)、(2)、(3)、4(1)	I 取組状況 2お客さま本位のご提案と情報提供①・②・③、4お客さま本位の業務運営を実現するための 人材の育成と態勢の構築
	注 6	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、製販全体として額容の最善の利益を実現するため、金融商品の相成に振わる金融事業者に対し、金融商品を実際に購入して額客個性に関する情報や。金融商品に係る開業の反応や販売状況に関する情報を提供するなど、金融商品の組成に携わる金融事業者との連携を図るべきである。	実施	取組方針本文、取組方針1(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供(1)
	注 7	金融商品の販売に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、プロダクト ガバナンスの実効性を確保するために金融商品の組成に携わる金融事業者においてどのような取組みが行わ れているかの把握に努め、必要に応じて、金融商品の組成に携わる金融事業者や商品の選定等に活用すべき である。	実施	取組方針本文、取組方針1(1)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供(1)
原則		【使業員に対する基例な影響づけの幹報み等】 金融料業者は、器容の最悪の利益を追求するための行動、器容の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等 を促進するように設計された報酬、業績評価体系、従業員研修その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガ パナンス体制を整備すべきである。	実施	取組方針4(1)	I 取組状況 4お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
7	注	金融事業者は、各原則にわらに付されている注を含む)に関して実施する内容及び実施しない代わりに講じる代替策の内容について、これらに携わる従業員に周知するとともに、当該従業員の業務を支援・検証するための体制を整備すべきである。	実施	取組方針4(1)	I 取組状況 4お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築
補充原則1		【金本電金】 金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品やサービスの提供を通じて、顧客に付加価値をもたちすと 同時に自身の経営を持続可能なものとするために、金融商品の組成に携わる金融事業者の経営者として十分 な質質を有する者のリーダーシップの下、顧客により良い金融商品を提供するための理念を明らかにし、その理 念に沿ったガバナンスの構築と実践を行うべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
補		【休何整備】 金融商品の相成に携わる金融事業者は、顕客により良い金融商品を提供するための理念を踏まえ、金融商 品のライフサイクル全体のプロダケトが、ケナンスについて実効性を確保するための体制を整備すべきである。 そのして、金融商品の組成に携わる金融事業者は、金融商品の組成・提供・管理の各プロセスにおける品質 管理を適切に予定ととは、これらの実効性を確保するための体制を整備すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供

		,			
允原則 2	注	全態商品の相談に振り合意秘事者は、全能商品の相談から問還に甚ら登職商品のライフサイクル全体を 塩化テコタクルガイナンスの実施が 也能配っ提出・軽調の本プロセルに対する品質を当めっ実物性を確定する ためた。管理制門等による機能の枠組みを整備すべきである。その事業規模や提供する金融商品の特性等に応 して、必要な場合には、社外取締役や外部有限者のほか、ファンケの評価等を行う第三者機関等からの意見を 取り入れる仕組みも検討すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、プロダクトがパナンスの実効性に関する検証等を踏まえ、適時にプロダクトガパナンスの確保に関する体制を見直すなどPDCA サイクルを確立すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
		【金融資品の組成時の対応】 金融商品の相談に携わる金融事業者は、顧客の真のニーズを想定した上で、組成する金融商品がそのニー ズに最合合数すらものであるかを創業し、商品の特殊可能性や金融商品としての合理性等を検証すべきであ 5.また、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、概念の最善の利益を実現する観点から、販売 対象として通りの意思器を監性を特定し、金融商品の販売に携わる金融事業者において十分な理解が浸透す るよう情報連携すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
補	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、組成する金融商品が中長期的に持続可能な商品であるかを検証するとともに、恣意性が生じない適切な検証期間の下でリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
充原則3	注 2	金融商品の制成に携わる金融事業者は、想定額金属性を特定するに当たっては、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、翻客の資金投資、用引経験、和識及び取引目的・ニーズ等を基本として具体的に支わるべきが、必要に応じて製定される販売方法にも留意するである。その際、自由を限まれずらでい、開客(例えば、元本設備のおそれのある商品について、元本確保を目的としている服客等)も特定すべきである。また、養数な金融商品や選邦・グラナス・ディースに含数さる。また、養数な金融商品や選邦・グラナス・ディースに含数さる。また、養数な金融商品や選邦・グラナス・ディースに含数さる。また、養数な金融商品や選邦・グラナス・ディン・ディースに含数さる。また、養数な金融商品や選邦・グラナス・ディン・ディースに含数さいません。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、製販全体として最適な金融商品を観客に提供するため、顧客の ニーズの担催や想定職客園性の特質に当たり、商品の複雑をリスク等の金融商品の特性等に応じて、金融 商品の販売に指わる金融事業者との情報重請や必要に応じて実態把握のための調査等に取り組むべきであ も、また、金融商品組成後の検証の実効性を高める観点から、金融商品の販売に携わる金融事業者との前で 連携すべき情報等について、事前に取決めを行うべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
		【全動商品の観求後の対応】 ・ 金融商品の組成時のは、理力な会解事業者は、金融商品の組成時に想定していた商品性が確保されているかを提供的に表達し、での結果金融商品の改善や見重してつなげるとともに、商品機能、接供・管理のプロセスを含めたフログラが、ケケンのなら様々の原理した。必要において表明すべきである。また、実施会体として服命の現著の利益を実現するため、金融商品の販売におっる金融事業者との情報連携等により、販売が多として設定する都高報程と実現がある。以下は、販売が会配しているの等を検証し、必要に応じて重用・商品提供の改善や、その後の金融商品の組成の改善に活かしていくるである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
補充原則	注 1	金融商品の額成に携わる金融事業者は、商品性の検証に当たっては、恋意性が生じない適切な検証期間の 下のストッリケーシュストのパランスが適切かどうかを機能的に検証するするも、当該金融商品により提供 しようとしている行動機能の建設が増減できない。場合には、金融商品の改善、他の金融商品との研修、維上信 選挙の批議と行政とした。そのがの商品組成、提供・管理のプロセスを含めたプロダクトガバナンス体制の見重 しても、必要に応じて返用するを改め、	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
4	注 2	金融商品の組成に携わる金融事業者は、商品の複雑さやリスク等の金融商品の特性等に応じて、商品組成 後の検証に必要な情報の提供を設備品の販売に持わる金融事業者から受けるべきである。情報連載すべき 内容は、より見い金融商品を観客に提供するために活用する観点から実効性のあるものであるべきであり、実 際に購入した観音機性に係ら情報のほか、例えば観客からの苦情や原元状況等もあるためである。全級商品の販 売に携力と金融事業者から情報は供を受けられない場合には、必要に応じて金融商品の販売方法の見直しも 核封すべきである。また金融商品の販売に携わる金融事業者が向きわた「情報を指まえた検証結果につい ては、必要に応じて金融商品の販売に携わる金融事業者がに発われて情報を指まえた検証結果につい	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
	注 3	金融商品の組成に携わる金融事業者は、運用の外部委託を行う場合、外部委託先における運用についても 検証の対象とし、その結果を踏まえて、必要に応じて金融商品の改善や財恵しを行うべきである。金融商品の 組成に振わる金融事業者と金融商品の販売に携わる金融事業者の間で連携する情報については、必要に応じ て外部委託先にも連携すべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
		[順常に対する分かりやすい情報提供] 金融商品の組成に携わる金融事業者は、顧客がより良い金融商品を選択できるよう、顧客に対し、運用体制 やプロダクトガバナンス体制等について分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
補充原則 5	注 1	金融商品の組成に携わる金融事業者は、顕客に対し、自ら又は必要に応じて金融商品の販売に携わる金融 事業者を選じて、その適用を制について個々の金融商品の商品性に応じた情報提供を行うべきである。例え は、適用を行う者の判断が重要となる金融商品については、該金融事業者のどジネスモデルに応じて、適用 責任者や連用の責任を実質がに負う者について、本人の商恩の下、氏名、来務美術、投資哲学等を情報提供 し、又は適用チームの構成や業務美術等を情報提供するべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供
	注 2	金融商品の相成に携わる金融事業者は、金融商品の商品性に関する情報についても、金融商品の販売に携 わる金融事業者と連携して、分かりやすい情報提供を行うべきである。	非該当	取組方針1(1)、(2)	I 取組状況 1お客さまへの最適な商品提供

【照会先】

部署	貯金為替課
	電話番号 : 0495-24-7700 メールアドレス : cyokinkawase#hbkist-ja.or.jp